

青森市役所本庁舎サードプレイス使用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、青森市役所本庁舎において、青森市庁舎管理規則（平成17年青森市規則第26号。以下「庁舎管理規則」という。）に定めるもののほか、第3条に規定する施設（以下「本庁舎サードプレイス」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(活用方針)

第2条 本庁舎サードプレイスは、行政と民間がそれぞれの強みを活かして、市民の役に立つ新たな価値（相乗効果）を創り出す場として活用するものとする。

(施設概要)

第3条 本庁舎サードプレイスの範囲及び使用時間は、次の表のとおりとする。

範囲	(1) 1階ロビー (2) エントランスホール (3) 北・南のひろば ・南のひろばは、原則として土日祝休日の使用に限る。 ・対象範囲は「市役所本庁舎平面図」のとおり。
使用時間	原則 8:30～18:00 ・行政運営上、支障のある日時を除く。 ・土日祝休日の使用可。

(使用対象者)

第4条 事業活動又は公共的活動を行う企業、大学その他の民間団体等であって、国及び地方公共団体以外のものとする。

(使用条件)

第5条 本庁舎サードプレイスの使用は、次に掲げる要件を全て満たすものを対象とする。

- (1) 市との共催が可能な取組（単純な作品等の展示を除く。）であるもの
- (2) 市との対話（事前調整）に応じられるものであるもの
- (3) 商業宣伝又は営利を主たる目的とするものでないもの
- (4) 政治的又は宗教的活動でないもの
- (5) 特定の者の利益につながるものでないもの

- (6) 思想又は主義が偏っていないもの
 - (7) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反社会的な活動でないもの
 - (8) 使用する団体等の構成員の親睦を目的としていないもの
 - (9) 使用する団体等への加入や金品の寄附等を強制しないもの
 - (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員が関与する活動でないもの
 - (11) 青少年等に有害な影響を与える販売、サービス提供等でないもの
 - (12) 騒音や異臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想される行為でないもの
 - (13) 庁舎管理規則第14条に規定する禁止行為でないもの
- 2 前項の規定にかかわらず、行政運営上適当でない判断される行為については、使用を認めないものとする。

（共催事業の提案）

- 第6条 本庁舎サードプレイスの使用を希望する事業者等（以下単に「事業者等」という。）は、市と連携した共催事業を企画し、青森市公民連携デスク（以下単に「公民連携デスク」という。）に当該事業の提案書を提出するものとする。
- 2 前項の事業提案は、青森市公民連携デスクガイドラインにおける民間提案制度の手続により行うものとする。ただし、事業担当課（市長部局以外の執行機関及び企業局を含む。以下同じ。）と調整済のものについては、これによらず行うことができる。

（管財課の役割等）

- 第7条 総務部管財課（本庁舎管理業務担当チーム。以下単に「管財課」という。）は、前条の事業提案があったときは、公民連携デスク及び事業担当課と連携し、提案事業の実現に向けて必要な調整を行うものとする。
- 2 事業担当課は、提案事業について共催することを決定したときは、本庁舎サードプレイス使用申込書その他必要書類を管財課に提出するものとする。

（使用に係る取扱い）

- 第8条 第6条の事業提案による本庁舎サードプレイスの使用は、事業者等との連携のもと、市が実施する事業として当該施設を活用するものであり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定による使用許可の手続は不要とする。
- 2 使用に係る光熱水費については、原則として徴収しないものとする。

（使用の中止又は変更）

- 第9条 災害又は業務の遂行上で庁舎としての機能を優先させなければならない事由が生じた場合は、市の判断により、使用を中止させ、又は変更させることがある。

- 2 事業者等が本要領に違反した場合は、使用を中止させるものとする。
- 3 前2項の規定による使用の中止又は変更により、事業者等が損害を受けることがあっても市はこれを補償しないものとする。

(留意事項)

第10条 本庁舎サードプレイスの使用に関し、事業者等、事業担当課その他関係者は、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 使用に当たっては、管財課と十分に協議及び調整を行いながら準備を進めることとし、内容に変更があった場合は、速やかにその旨を連絡すること。
- (2) 使用中は、庁舎管理規則、関係法令等を遵守するとともに、常に善良な管理者の注意をもって維持保存を行うこと。
- (3) 使用後は、施設に配備される物品、設備等について速やかに現状に回復し、汚れを残さないよう清掃を行うこと。
- (4) その他庁舎管理運営上、管財課から出された指示には速やかに対応すること。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(実施期日)

この要領は、令和4年5月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

この要領は、令和5年9月1日から実施する。